

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第20号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第9条第1項第1号中「第52条第9項、第10項若しくは第13項」を「第52条第10項、第11項若しくは第14項」に改め、「第59条第1項第3号」の右に「、第68条第2項第2号若しくは第3項第2号」を加え、「若しくは第4項」を「若しくは第5項」に改め、同項第2号中「第59条の2第1項」の右に「、第68条第1項第2号」を加え、同項第5号中「第55条第2項」の右に「、第68条第5項」を加える。

第29条第1項各号列記以外の部分及び第4項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

別表第1備考1中「第4項」を「第5項」に改める。

第17号様式を削る。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)